

人事委員会年報

平成23年度

熊本県人事委員会

目 次

I 組織及び運営	1
1 人事委員会	3
(1) 人事委員会の構成	5
(2) 人事委員会の会議	〃
2 事務局	13
(1) 組織及び職員の配置状況	15
(2) 分掌事務	16
II 事業の概要	19
1 職員の任用	21
(1) 採用	23
(2) 昇任	32
(3) 身体障がい者を対象とする選考試験	33
2 職員の給与	35
(1) 平成23年職員給与実態調査	37
(2) 平成23年職種別民間給与実態調査	41
(3) 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告	43
(4) 平成23年給与の改定(参考)	50
3 条例・規則等	51
(1) 条例案に対する人事委員会の意見	53
(2) 規則等の制定・改廃	54
4 公平審査	57
(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況	59
(2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況	〃
(3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況	60
5 職員団体	61
(1) 職員団体の登録	〃
(2) 登録職員団体一覧表(県関係分)	〃
(3) 登録職員団体一覧表(受託市町村等分)	62
(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証	63
6 公平委員会の事務の受託	64
7 労働基準監督機関の職権行使	65
(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表	〃
(2) 平成23年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況	66
(3) 平成23年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況	〃
(4) 平成23年度中の労働基準法に基づく認定等の状況	〃

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(平成24年3月31日現在)

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	
委員長	北川 正	非常勤	平成22年7月27日 ～平成26年7月26日 委員長任期 平成22年8月3日 ～平成26年7月26日	
委員	成瀬 公博	非常勤	平成23年7月8日 ～平成27年7月7日	委員長職務代理者 (2期目)
委員	米満 淑恵	非常勤	平成21年8月1日 ～平成25年7月31日	

(2) 人事委員会の会議

回数	開催年月日	議 題	備 考
1	平成23年 4月14日	1 平成22年度第23回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 平成23年(人不)第3号事案の審理機関の構成について 3 報告事項 ・平成23年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項の規定により条件付採用期間を延長した職員について ・措置要求書の受理について ・不服申立書の受理について ・平成23年職種別民間給与実態調査について ・国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
2	平成23年 4月27日	1 平成23年度第1回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 平成23年(人不)第4号事案の審理機関の構成について 第4号議案 東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の制定について	

回数	開催年月日	議 題	備 考
		第5号議案 東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の運用について 第6号議案 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の別表第19号作業（救難救助等作業）に係る「この作業に相当すると人事委員会が認める作業」の承認について 3 報告事項 ・不服申立書の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
3	平成23年 5月27日	1 平成23年度第2回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について 第2号議案 身体障がい者を対象とする採用選考試験における第1次試験合格者の決定方法について 第3号議案 平成23年6月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について 第4号議案 「熊本県警察職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について 3 報告事項 ・勤務条件に関する措置要求の取下げについて ・平成23年職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
4	平成23年 6月30日	1 平成23年度第3回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について 第2号議案 第24回全国健康福祉祭くまもと大会熊本県実施本部設置規程の制定について 第3号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第4号議案 平成23年（人不）第2号事案の準備手続の実施及び委任について 第5号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 3 報告事項 ・勤務条件に関する措置要求書の受理について ・平成23年職種別民間給与実態調査の実施の発表について ・地方公務員制度改革について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
5	平成23年 7月14日	1 平成23年度第4回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度警察官採用試験（警察官A）第1次試験合格者の決定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		3 その他 ・人事委員会関係日程	
6	平成23年 7月21日	1 平成23年度第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
7	平成23年 8月11日	1 平成23年度第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成22年（人不）第1号事案及び平成23年（人不）第3号事案の不服申立ての審査の併合について 第3号議案 職員の採用選考について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
8	平成23年 8月25日	1 平成23年度第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程の制定について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
9	平成23年 9月 5日	1 平成23年度第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程第9条第2項第1号カに規定する「その他人事委員会が必要と認める書類」について 3 報告事項 ・平成23年度熊本県職員等採用試験（短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官B）及び平成23年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の応募状況について ・熊本県公務員労働組合共闘会議（県公労）からの要請について 4 その他 ・人事委員会関係日程	

回数	開催年月日	議 題	備 考
10	平成23年10月 3日	1 平成23年度第9回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第4号議案 職員の採用選考について 3 協 議 ・平成23年（人措）第2号事案に係る判定書（案）について ・平成23年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
11	平成23年10月13日	1 平成23年度第10回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年（人措）第2号事案の判定について 第2号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・平成23年人事委員会報告及び勧告について 4 報告事項 ・平成23年度警察官採用試験（警察官B）における採用予定数の変更について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
12	平成23年10月24日	1 平成23年度第11回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度警察官採用試験（警察官B）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成23年人事委員会報告及び勧告について 4 報告事項 ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
13	平成23年11月 9日	1 平成23年度第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成23年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 平成23年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について 第4号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則	

回数	開催年月日	議 題	備 考
		<p>の一部を改正する規則の制定について</p> <p>3 報告事項 ・平成23年全国人事委員会報告・勧告の状況について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
14	平成23年11月28日	<p>1 平成23年度第13回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 平成23年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について 第2号議案 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 「給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第5号)の運用について」の一部改正について 第5号議案 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第6号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の制定について 第8号議案 「東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する運用について」の制定について</p> <p>3 協 議 ・平成24年度熊本県職員採用試験について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
15	平成23年12月 1日	<p>1 平成23年度第14回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 題 第1号議案 平成23年度警察官採用試験(警察官B)第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成23年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 第3号議案 十五都道府県人事委員会協議会への加入の申出について</p> <p>3 協 議 ・平成24年度熊本県職員採用試験について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
16	平成24年 1月27日	<p>1 平成23年度第15回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について</p>	

回数	開催年月日	議 題	備考
		3 協 議 ・平成24年度熊本県職員採用試験について ・県立学校における副校長の設置について ・へき地学校等の指定基準に係る取扱いの見直しについて 4 報告事項 ・「熊本県行政文書等の管理に関する条例」について ・平成23年度県職員採用試験等の実施結果等について ・専決処分の報告について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
17	平成24年 2月13日	1 平成23年度第16回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の昇任選考について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 平成24年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について 3 協 議 ・平成24年度県職員採用試験等の制度改正について ・熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(仮称)(案)について ・熊本県人事委員会行政文書管理規程(仮称)(案)について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
18	平成24年 3月 1日	1 平成23年度第17回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 平成24年度職員採用試験等の試験日程の決定について 第4号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則の制定について 第6号議案 「級別格付基準表について」の一部改正について 第7号議案 「教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)に係る級別最低経験年数表中「別に定める」の取扱いについて」の一部改正について 第8号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 第9号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 第10号議案 「熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則別表ア、イに規定する「人事委員会の定めるもの」について」の一部改正について 3 その他 ・人事委員会関係日程	

回数	開催年月日	議 題	備 考
19	平成24年 3月16日	1 平成23年度第18回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成24年度熊本県職員採用試験等実施要綱及び合格者決定要領の制定について 第3号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 平成23年（人不）第4号事案の裁決について 第5号議案 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第6号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 「学歴免許等資格区分表中「上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」について」の一部改正について 第8号議案 「級別格付基準表について」の一部改正について 第9号議案 「格付の基準について」の一部改正について 第10号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第11号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 第12号議案 「扶養手当の運用について」の一部改正について 第13号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について 第14号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について 第15号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 第16号議案 「公安職給料表の適用を受ける職員の初任給について」の廃止について 第17号議案 事務局職員の人事異動について 3 報告事項 ・平成24年度人事委員会事務局当初予算の概要について ・平成24年度熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
20	平成24年 3月26日	1 平成23年度第19回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の制定について 第3号議案 熊本県人事委員会行政文書管理規程の制定について 第4号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正	

回数	開催年月日	議 題	備 考
		する規則の制定について 第5号議案 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について 第6号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第8号議案 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第9号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 第10号議案 「準特地公署の指定について」の一部改正について 第11号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 第12号議案 民間企業等経験者採用試験合格者の採用に係る初任給決定の取扱いの承認について 3 報告事項 ・平成23年度熊本県職員採用試験等の結果に係る簡易開示の状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	

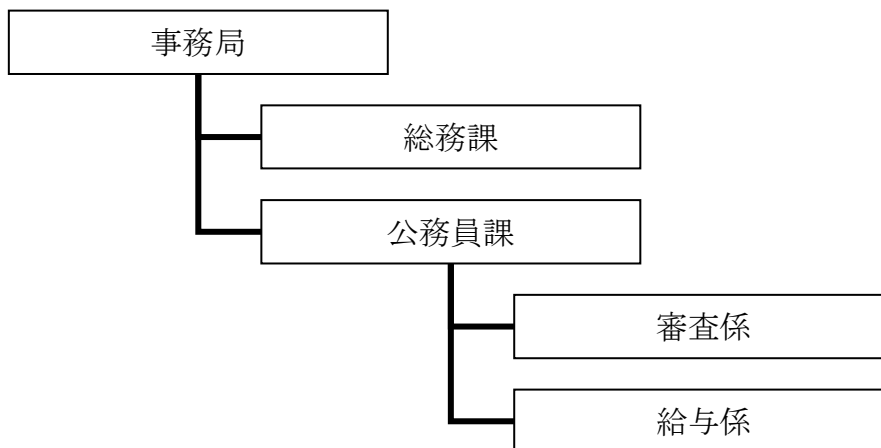
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2係で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員18人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成23年4月1日現在）

区分	職名	氏名	備考
事務局	事務局長	田崎 龍一	
総務課	首席審議員（兼総務課長）	松見 久	
	審議員（兼課長補佐）	上村 祐司	
	審議員	後藤 浩	
	課長補佐（総務担当）	豊福 博	
	課長補佐（任用担当）	城内 智昭	
	主幹	藤由 誠	
	参事	野田 尚裕	
	主任主事	森本 愛子	
	主任主事	今別府 隆宏	
公務員課	公務員課長	松永 寿	
	審議員（兼課長補佐）	釘本 昭彦	
審査係	課長補佐（審査係担当）	中村 彰	
	参事	澤本 恒生	
給与係	主幹（兼給与係長）	吉永 圭一	
	主幹	中山 昭徳	
	参事	田川 知典	
	主事	北園 恵	

(2) 分掌事務

課名	係名	分掌事務
総務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関する事。 5 事務局の予算及び経理に関する事。 6 事務局内事務の調整に関する事。 7 文書に関する事。 8 広報に関する事。 9 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 10 情報公開に関する事。 11 任用試験及び選考に関する事。 12 職員からの苦情相談に関する事(任用に関する事)。
	審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関する事。 2 不利益処分に関する不服申立ての審査及び必要な措置に関する事。 3 管理職員等の指定に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係)。 6 職員からの苦情相談に関する事(任用、給与、勤務条件等に関する事を除く)。 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関する事。
公務員課	給与係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の分限及び懲戒に関する制度に関する事。 2 職員の給与に関する調査及び研究に関する事。 3 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 4 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関する事。 5 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関する事。 6 職員の研修及び勤務成績の評定に関する制度の研究に関する事。 7 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事。 8 職員に対する給与支払監理に関する事。 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係を除く)。 10 兼業、営利企業等の従事制限に関する事。 11 職員からの苦情相談に関する事(給与、勤務条件等に関する事)。

(参考) 職員の配置状況

(平成24年4月25日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考	
事務局	事務局長	岡 村 範 明		
総務課	総務課長	吉 富 寛		
	審 議 員 (兼課長補佐)	上 村 祐 司		
	審 議 員	後 藤 浩		
	主 幹 (総務任用担当)	早 田 吉 秀		
	主 幹	藤 由 誠		
	参 事	野 田 尚 裕		
	参 事	今別府 隆 宏		
	主任主事	森 本 愛 子		
公務員課	公務員課長	松 永 寿		
	審 議 員 (兼課長補佐)	釘 本 昭 彦		
	審査係	課長補佐 (審査係担当)	中 村 彰	
		参 事	村 崎 敬 史	
	給与係	課長補佐 (給与係担当)	吉 永 圭 一	
		主 幹	中 山 昭 徳	
		参 事	田 川 知 典	
		主 事	北 園 恵	

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

平成23年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです。

第1表 平成23年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

試験の名称	応募者数	第1次試験		大卒第2次試験		大卒第3次、 その他第2次 試験受験者	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H24.4.1 現在)		
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数						
職員 採用 試験	大学卒業程度	1,264	819	255	249	134	133	91	9.0	85	
	大学卒業程度 (民間企業等経験者 対象)	264	230	25	23	13	12	9	25.6	9	
	短期大学卒業程度	78	67	9			9	3	22.3	3	
	高等学校卒業程度	324	264	40			36	13	20.3	13	
	小計	1,930	1,380	329	272	147	190	116	11.9	110	
警察官 採用 試験	警察官A	男性	1,028	820	335			257	86	9.5	69
		女性	202	140	39			26	9	15.6	6
	警察官B	男性	628	506	245			187	58	8.7	52
		女性	157	103	39			26	9	11.4	7
	小計	2,015	1,569	658			496	162	9.7	134	
計	3,945	2,949	987	272	147	686	278	10.6	244		

第2表 平成23年度職員採用試験の日程等

試験の名称	公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)		試験地	試験会場		
			第1次	筆記				
職員採用試験	大学卒業程度	23.4.18	23.5.9 ~5.27	第1次	筆記	23.6.26 (23.7.1)	熊本市 熊本学園大学	
							東京都	立教大学
				第2次	面接	23.7.11 ~7.15 (23.7.22)	熊本市	熊本県庁 熊本県立大学
				第3次	面接	23.7.30 ~8.2 (23.8.12)	熊本市	熊本県庁
	大学卒業程度 (民間企業等経験者対象)	23.4.18	23.5.9 ~5.27	第1次	筆記	23.6.26 (23.7.22)	熊本市 熊本学園大学	
							東京都	立教大学
				第2次	面接	23.8.27 ~8.28 (23.9.9)	熊本市	熊本県立大学
				第3次	面接	23.9.24 (23.10.4)	熊本市	熊本県庁
	短期大学卒業程度	23.6.17	23.8.8 ~8.26	第1次	筆記	23.9.25 (23.10.4)	熊本市	熊本学園大学
第2次				筆記	23.10.22	熊本市	熊本県立大学	
				面接	23.10.29 (23.11.10)	熊本市	熊本県立大学	
高等学校卒業程度		23.6.17	23.8.8 ~8.26	第1次	筆記	23.9.25 (23.10.4)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	筆記	23.10.22	熊本市	熊本県立大学
					面接	23.10.29 (23.11.10)	熊本市	熊本県立大学
警察官採用試験	警察官A	23.4.18	23.5.9 ~5.27	第1次	筆記	23.7.10 (23.7.15)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	適性	23.8.6	熊本市	熊本県立大学
					体力	23.8.7	熊本市	熊本県立総合体育館
				面接	23.8.15 ~8.19 (23.8.26)	熊本市	熊本県立大学	
	警察官B	23.6.17	23.8.8 ~8.26	第1次	筆記	23.10.16 (23.10.25)	熊本市	熊本県立大学
				第2次	体力	23.11.12	熊本市	熊本県警察学校
					面接	23.11.19 ~11.22 (23.12.2)	熊本市	熊本県庁

第3表 平成23年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

試験の名称	受験資格 (H24.4.1現在の年齢)	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職員採用試験	大学卒業程度	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	大学卒業程度 (民間企業等経験者対象)	1 教養試験 択一式 2 論文試験 (「行政」のみ) 3 専門試験 (「行政」を除く)	1 面接試験 個別面接	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	短期大学卒業程度	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接	
	高等学校卒業程度	1 教養試験 択一式 2 適性試験 (事務系職種) 択一式 3 専門試験 (技術系職種) 択一式	1 作文試験 2 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接	
警察官採用試験	警察官 A (男性・女性)	昭和54年4月2日以降に 生まれた者(22~32歳) で4年制大学卒業(見込) 者	1 教養試験 択一式	1 論文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、長座体 前屈、反復横飛び、20m シャトルラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論 4 身体検査
	警察官 B (男性・女性)	昭和59年4月2日から平 成6年4月1日までに生ま れた者(18~27歳)で4年 制大学卒業(見込)者を除 く	1 教養試験 択一式	1 作文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、長座体 前屈、反復横飛び、20m シャトルラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接 4 身体検査

第4表 平成23年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

種類	職種	採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験		第3次 試験 受験者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H24.4.1 現在)	
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数					
大 学 卒 業 程 度	行政	27人程度	505	292	81	78	36	35	27	10.8	24	
	警察行政	9人程度	100	76	26	26	14	14	9	8.4	7	
	学校事務	25人程度	336	249	75	73	34	34	25	10.0	25	
	心理判定員	1人程度	13	7	3	3	2	2	1	7.0	1	
	一般土木	6人程度	48	17	7	7	5	5	5	3.4	5	
	農業土木	2人程度	11	8	6	6	4	4	2	4.0	2	
	建築	2人程度	20	11	5	5	4	4	2	5.5	2	
	化学	3人程度	51	28	9	9	5	5	3	9.3	3	
	農学	2人程度	37	22	6	6	4	4	2	11.0	2	
	林学	2人程度	21	14	6	6	4	4	2	7.0	2	
	畜産	1人程度	11	8	2	2	2	2	1	8.0	1	
	水産	2人程度	16	12	5	5	4	4	2	6.0	2	
	管理栄養士	1人程度	62	49	7	7	3	3	1	49.0	0	
	保健師	4人程度	19	14	7	6	5	5	4	3.5	4	
	薬剤師	5人程度	14	12	10	10	8	8	5	2.4	5	
	計	92人程度	1264	819	255	249	134	133	91	9.0	85	
	(民間企業等経験者対象)											
		行政	6人程度	222	192	18	16	9	8	6	32.0	6
		一般土木	3人程度	42	38	7	7	4	4	3	12.7	3
	計	9人程度	264	230	25	23	13	12	9	25.6	9	

区分	職 種	採用 予定者数	応募者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H24.4.1 現在)
				受験者数	合格者数				
短期大学卒業程度	学校図書館事務	3人程度	78	67	9	9	3	22.3	3
	計	3人程度	78	67	9	9	3	22.3	3
高等学校卒業程度	一般事務	3人程度	110	87	9	8	3	29.0	3
	警察事務	4人程度	95	81	13	13	4	20.3	4
	学校事務	4人程度	95	76	12	10	4	19.0	4
	一般土木	2人程度	24	20	6	5	2	10.0	2
	計	13人程度	324	264	40	36	13	20.3	13

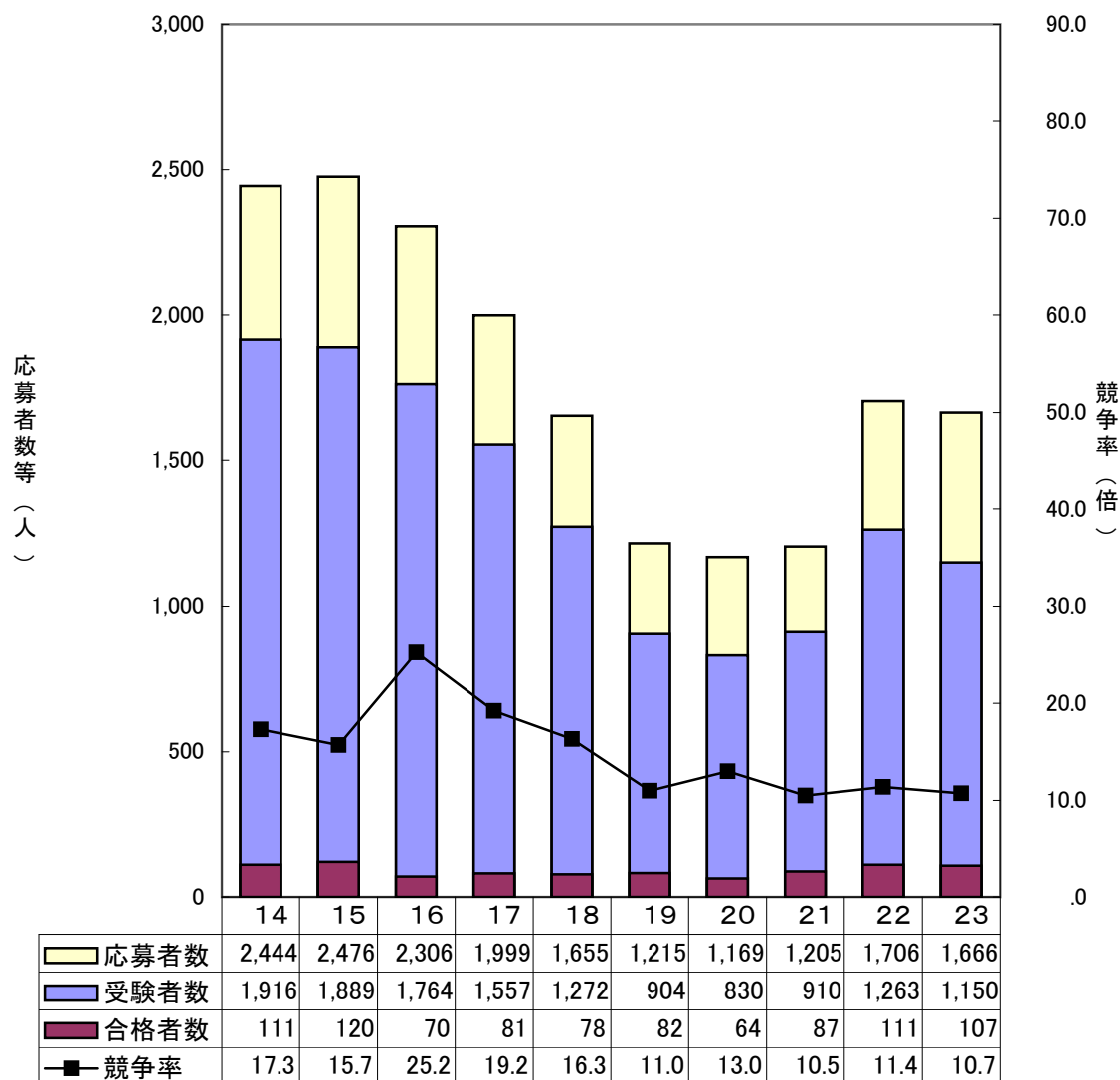
② 警察官

(単位：人)

区分	職 種	採用 予定者数	応募者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H24.4.1 現在)	
				受験者数	合格者数					
警察官	警察官A	男性	86人程度	1028	820	335	257	86	9.5	69
		女性	9人程度	202	140	39	26	9	15.6	6
	警察官B	男性	58人程度	628	506	245	187	58	8.7	52
		女性	9人程度	157	103	39	26	9	11.4	7
合 計		162人程度	2015	1569	658	496	162	9.7	134	

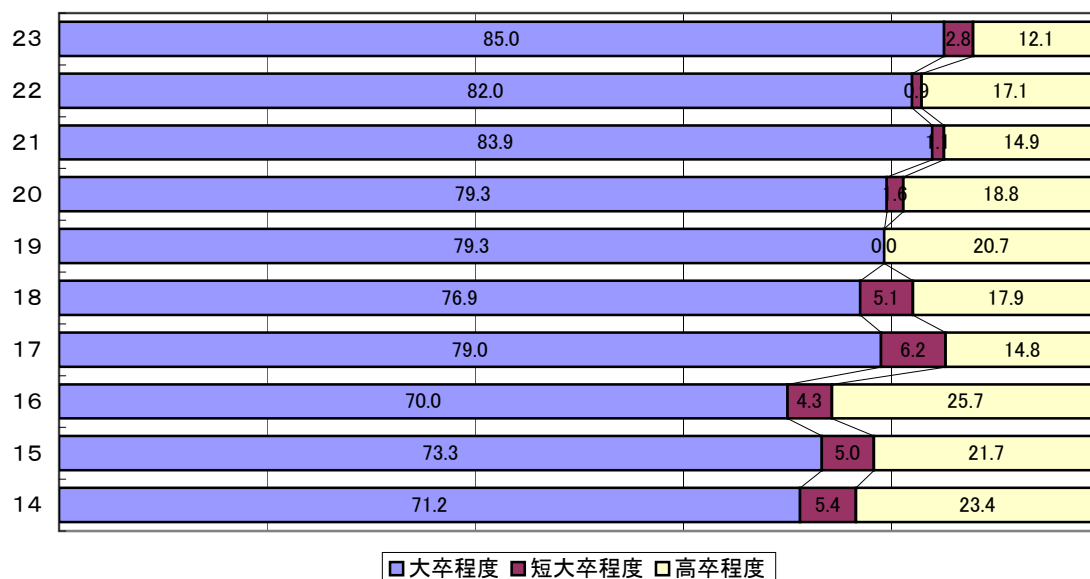
第 1 図 大卒・短大卒・高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)

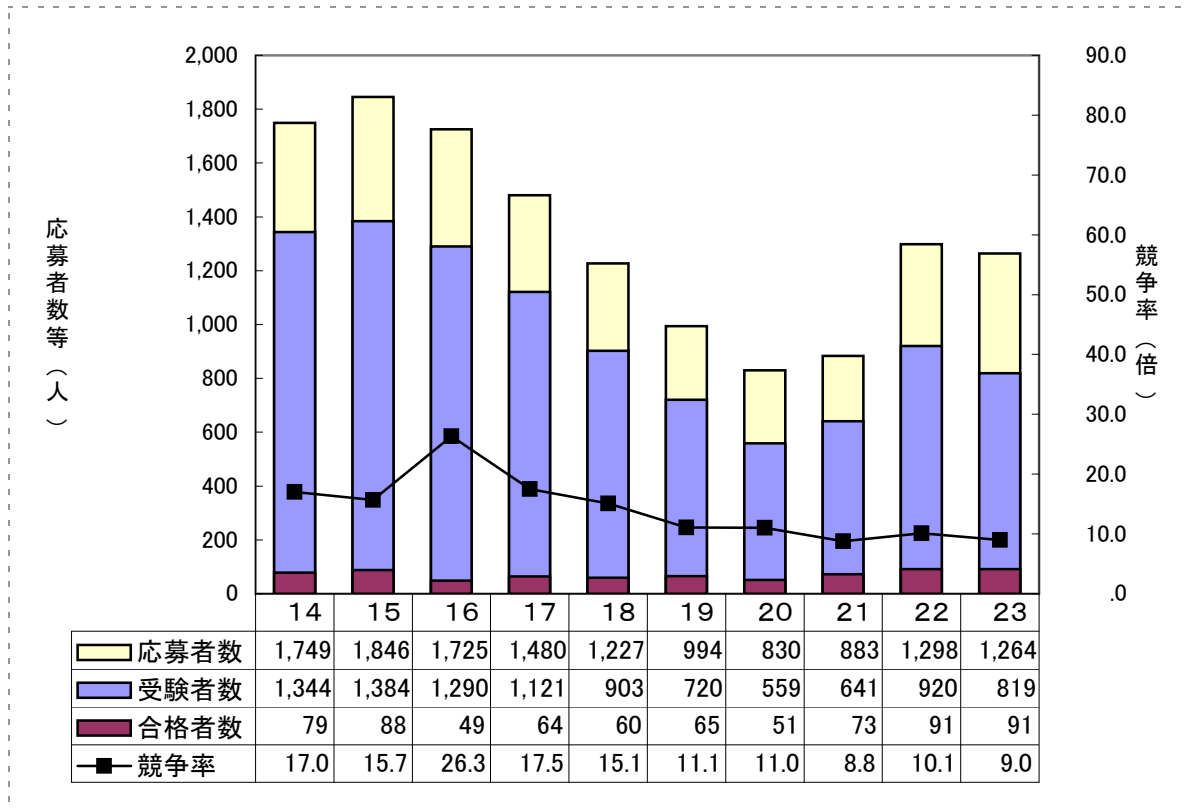


第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者数の割合

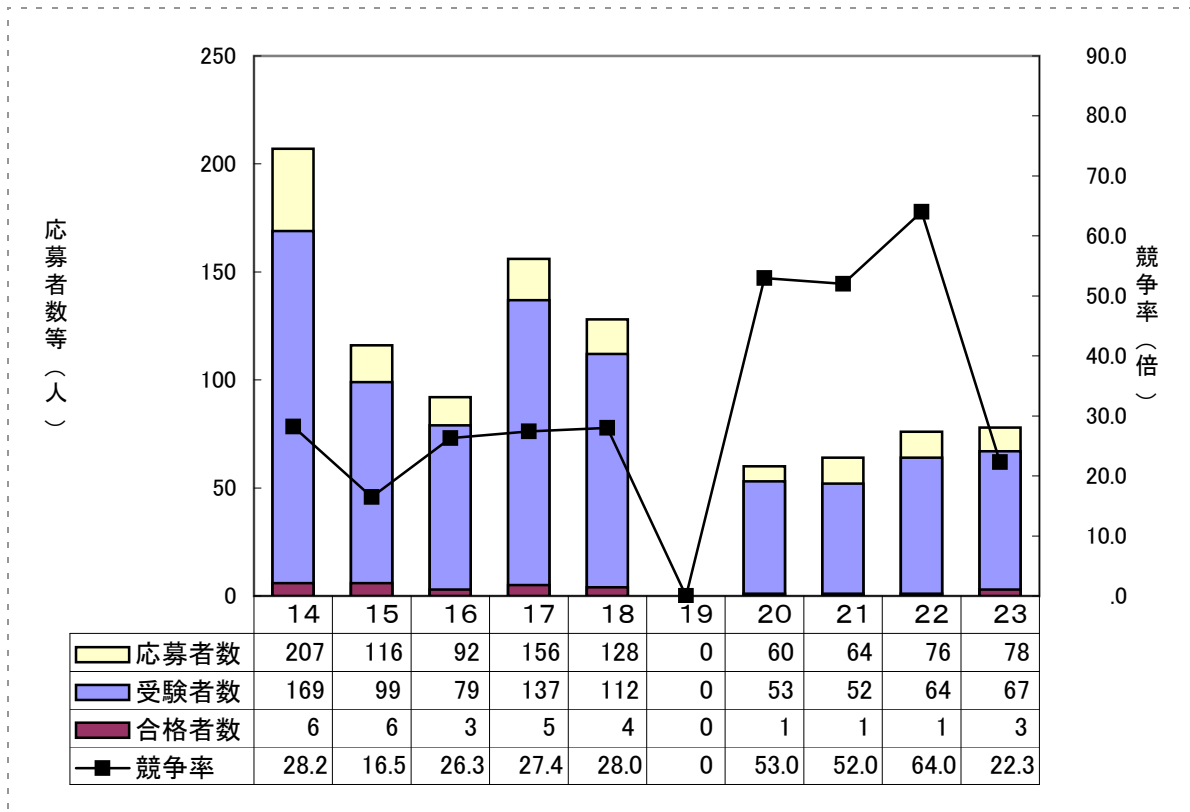
(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



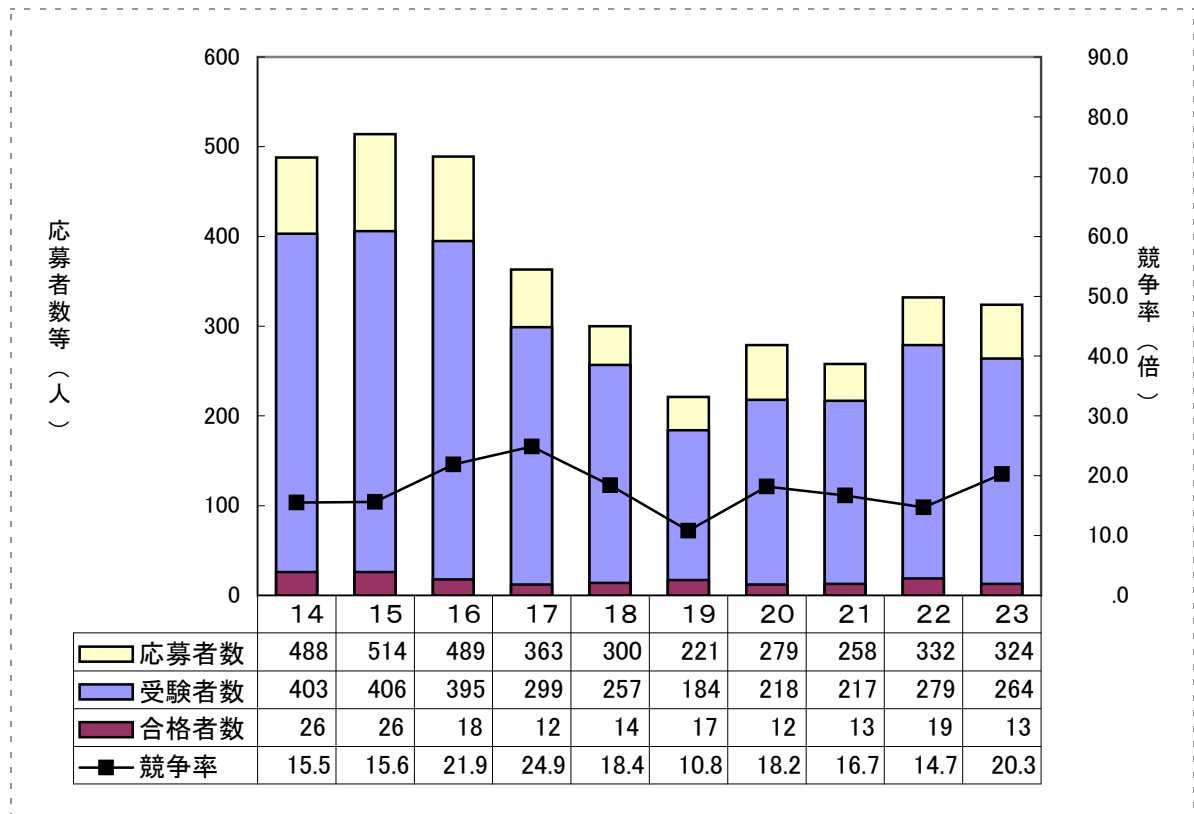
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



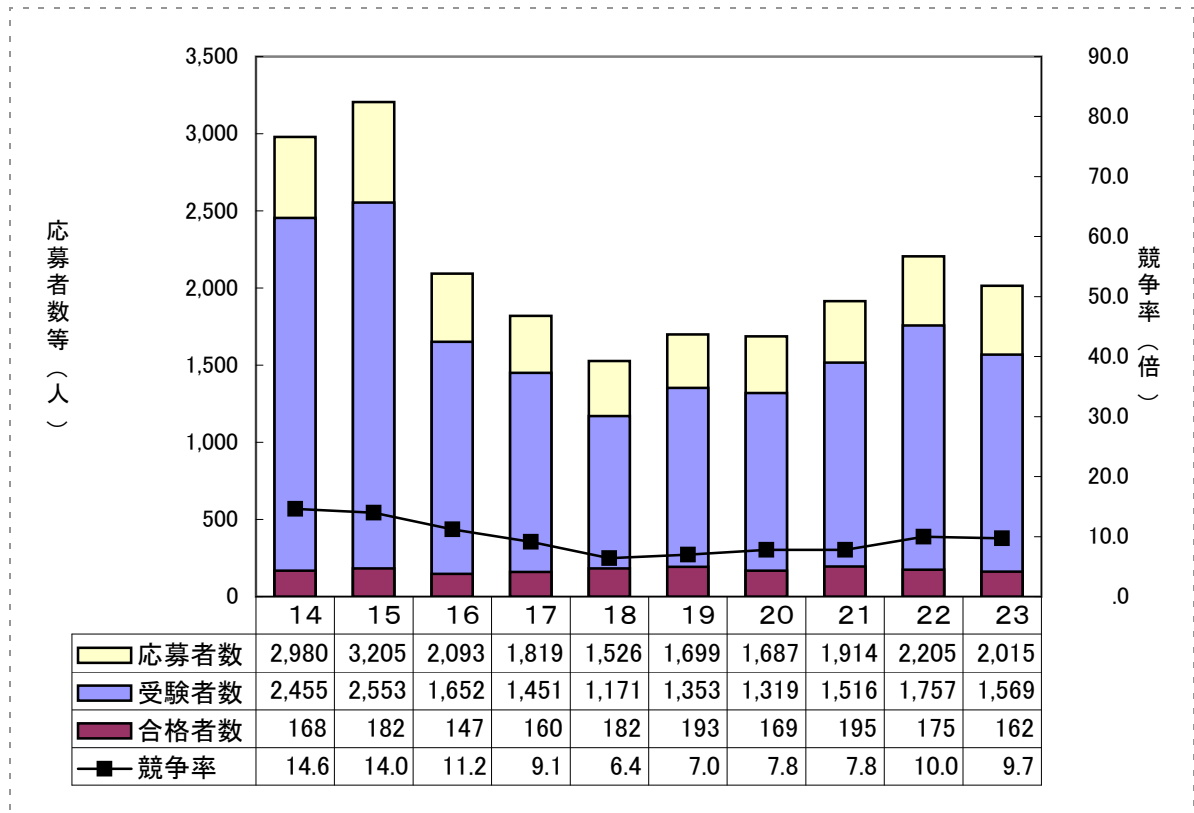
第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

第5表 平成23年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

		事	教育 員会	警察本 長	事 (企業)	そ の 他	計
人事 等	長	1					1
	次 長	1					1
	長	5	16	2			23
	長	2	9				11
	長	3	36				39
	事	5	5				10
	技師	3					3
	事	7	1				8
	技 師						
	員						
	師	6					6
	理学 法士	1					1
	会 士	4					4
	保 育 士	2					2
	師	7					7
	師	7					7
	職業 員	1					1
	化学	2					2
	技師	1					1
学 員		1				1	
技師				1		1	
小 計		58	68	3		129	
警 察 官	人事 等	警			6		6
		警					
		警					
		査 長					
	査				2		2
小 計				8		8	
計		58	68	11		137	

注) 警察官の警部以下の職への採用選考の権限は、警察本部長に委任しています。

(2) 昇 任

平成23年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 平成23年度警察官昇任試験の実施状況

(単位：人)

区 分	受験予定者数	受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	試 験 日
警	365	365	28	13.0	第1次 23 6 23 第2次 23 7 4 第3次 23 7 28(・術)
警	567	479	66	7.3	第1次 23 10 1 第2次 23 10 22 第3次 23 11 25(・術)
査 長	667	630	105	6.0	第1次 23 10 1 第2次 23 10 24 第3次 23 11 28(・術)

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 平成23年度職員昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職 者	事	教育 員会	警察本	事 (企業)	その他	計
一 般 職 員	長	10	0	0	0	0	10
	次 長	22	1	0	0	1	24
	長	45	5	1	0	2	53
	長	97	32	6	1	0	136
	長	94	46	12	3	3	158
	小 計	268	84	19	4	6	381
警察官	警	0	0	24	0	0	24
計		268	84	43	4	6	405

(3) 身体障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、熊本県内の身体障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を平成9年度から実施しています。

ア 平成23年度選考試験日程及び受験資格

受付期間 (公告日)	試験日 (合格発表日)		試験地 (試験会場)	試験の方法	受験資格
23.8.8 ～8.26 (23.7.1)	第1次試験	23.10.23 (23.11.10)	熊本市 (熊本県立 大学)	1 教養試験 択一式 2 作文試験	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(18～31歳) ・身体者法第15に定める身体者の付を受けてる者 ・通がで、か、者に職務行が者しに職 ・熊本県にしてる者(通学のた一に県にしてる者を含む。)
	第2次試験	23.11.26 (23.12.2)	熊本市 (熊本県庁)	1 面接試験 個別面接	

イ 平成23年度選考試験の実施状況

職種	採用 予定人員	応募者数	第1次試験		第2次試験		採用者数 (H24.4.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
一般事務	1人程度	17	17	5	4	1	1
学校事務	1人程度			4	3	1	1

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

	採用予定人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率
平成9年度	名	97	83	4	20.8
平成10年度	名	76	72	3	24.0
平成11年度	名	56	48	4	12.0
平成12年度	4	43	34	4	8.5
平成13年度	4	39	35	3	11.7
平成14年度	4	59	48	4	12.0
平成15年度	4	54	51	4	12.8
平成16年度	4	35	32	4	8.0
平成17年度	3	36	35	3	11.7
平成18年度	2	19	17	2	8.5
平成19年度	2	13	12	2	6.0
平成20年度	5	18	16	5	3.2
平成21年度	3	14	12	3	4.0
平成22年度	2	14	12	2	6.0
平成23年度	2	17	17	2	8.5

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成23年職員給与実態調査

平成23年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成23年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成23年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

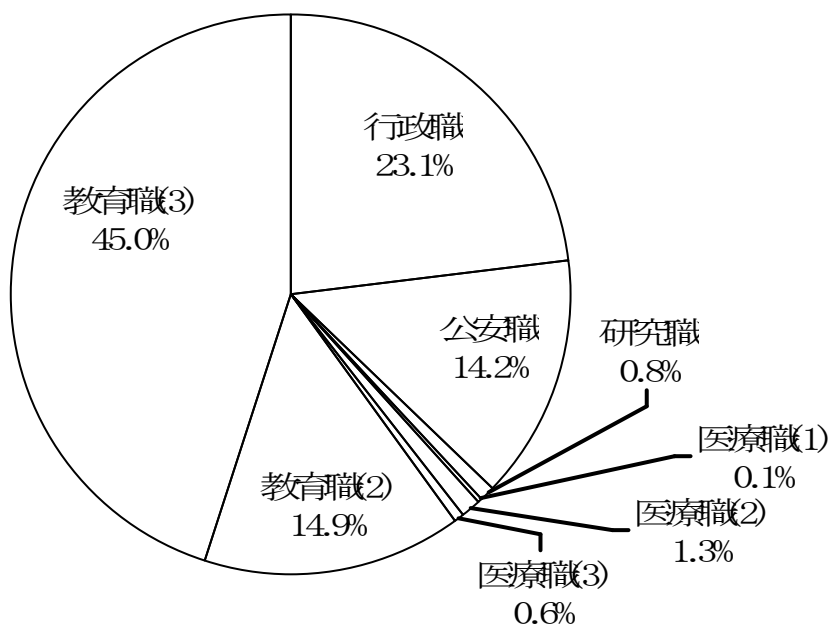
(ア) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
適用を受ける職員	事務・技術職員	警察官	研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員	医師 歯科医師	薬剤師 獣医師 栄養士等	保健師 看護師等
職員数	4,926	3,023	170	29	266	125
平均年齢	43.11	39.5	41.1	48.3	45.0	46.1

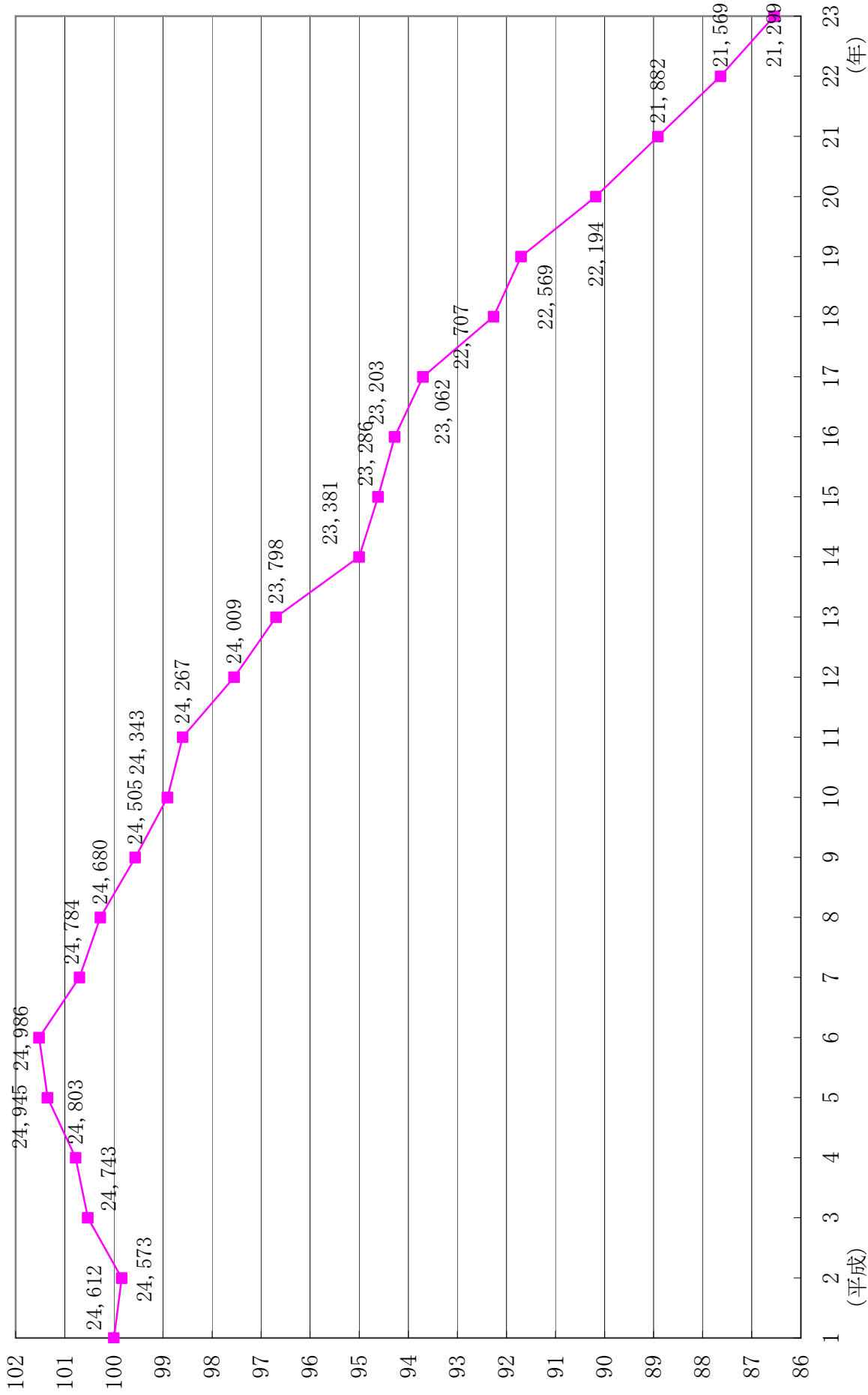
教育職(2)	教育職(3)	計
高等学校等教育職員	小・中学校教育職員	
3,176	9,584	21,299
42.8	45.4	43.9

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員数の推移 (全職員 平成元年＝100)

(単位：人)



(エ) 給料表別平均給与月額

項目	平均給与月額				その他の手当 (B)	合計 (A)+(B)	前年4月の平均 給与月額 [(A)に相当 するもの] (C)	対前年増減額 (A)-(C)	$\frac{(A) \times 100}{(C)}$
	給料	扶養手当	地域手当	計(A)					
給料表	円	円	円	円	円	円	円	円	%
行政職	338,783	12,666	540	351,989	55,663	407,652	353,926	△ 1,937	99.5
公安職	316,806	14,268	37	331,111	86,384	417,495	336,818	△ 5,707	98.3
研究職	354,457	13,921	0	368,378	45,780	414,158	369,964	△ 1,586	99.6
医療職(1)	494,092	11,466	86,774	592,332	397,011	989,343	603,703	△ 11,371	98.1
医療職(2)	346,965	9,041	0	356,006	39,662	395,668	361,600	△ 5,594	98.5
医療職(3)	355,480	4,152	0	359,632	53,155	412,787	366,921	△ 7,289	98.0
教育職(2)	366,726	11,899	0	378,625	36,949	415,574	378,231	394	100.1
教育職(3)	382,787	10,343	0	393,130	31,707	424,837	392,764	366	100.1
計	360,168	11,647	248	372,063	46,624	418,687	373,257	△ 1,194	99.7

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。
 また、給料月額の特例条例による減額後の額です。
 2 「その他の手当」とは、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、「準ずる手当」を含みます。
 、へき手当(「準ずる手当」を含みます。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育等教員特別手当及び特殊勤務手当をいいます。

(オ) 平均給料月額推移

年	行政職 (円)	全職員 (円)
3	282,055	303,078
4	294,901	315,011
5	305,821	325,480
6	314,514	335,156
7	321,884	343,336
8	329,014	351,134
9	335,544	358,323
10	342,290	365,638
11	347,919	372,739
12	352,162	377,992
13	348,546	374,641
14	351,083	378,593
15	353,798	380,654
16	354,466	380,156
17	358,832	382,927
18	359,048	382,835
19	357,125	378,633
20	355,343	376,433
21	342,736	362,993
22	340,413	361,130
23	338,783	360,168

(注) 給料に含むものは、前ページ(エ)の(注)の1と同じです。



(2) 平成23年職種別民間給与実態調査

平成23年職種別民間給与実態踏査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 525 事業所（うち実地調査：182 事業所）

イ 調査項目

平成23年4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況

(単位：%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般の従業員	17.8	19.0	0.0	63.2
課長級	14.6	10.4	0.0	75.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

	定期昇給制度あり					定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
	定期昇給実施			変化なし	定期昇給 停止		
	増額	減額	変化なし				
一般の従業員	88.3	86.6	27.6	9.7	49.3	1.7	11.7
課長級	67.1	65.3	24.1	6.0	35.2	1.8	32.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

(イ) 民間における初任給の状況

(単位：円)

職種	学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	180,253	184,294	182,973	168,646
	短大卒	169,916	174,326	171,666	163,771
	高校卒	150,348	156,401	148,268	150,000
新卒技術者	大学卒	187,258	198,521	181,441	183,667
	短大卒	169,507	172,739	168,586	X
	高校卒	151,118	160,537	147,318	X
新卒事務員 ・技術者計	大学卒	182,261	187,107	182,295	172,356
	短大卒	169,654	173,387	169,331	165,021
	高校卒	150,625	158,417	147,968	147,477

(注) 「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,361円
配偶者と子1人	19,858円
配偶者と子2人	25,280円

(注) 1 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況 (単位：%)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	53.7
借家・借間居住者に支給	(98.0)
自宅居住者に支給	(77.4)
非 支 給	46.3
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) () 内は、支給がある事業所を100とした割合です。

(オ) 民間における特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	343,106円
	上半期 (A2)	346,129円
特別給の支給額	下半期 (B1)	665,038円
	上半期 (B2)	703,651円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.94月分
	上半期 (B2/A2)	2.03月分
	年 間 計	3.97月分

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(カ) 民間における雇用調整の実施状況

項 目	実施事業所割合 (%)
採用の停止・抑制	12.8
転籍出向	6.4
希望退職者の募集	2.9
正社員の解雇	0.4
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.8
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.3
残業の規制	6.2
一時帰休・休業	11.2
ワークシェアリング	0.4
賃金カット	2.7
計	27.9

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況です。

2 項目については、複数回答です。

(3) 平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成23年10月28日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 平成23年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適応の原則）。また、給与については生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び均衡の原則に則り、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査・分析し、人事院が行う報告・勧告や他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告・勧告を行っています。

本委員会では、平成17年に人事院が報告・勧告した給与構造改革に準じて、給料表や昇給制度の見直し、地域手当の新設等を勧告し、平成18年には民間企業の給与水準をより精確に反映させるため、調査対象の企業規模を100人以上から50人以上に拡大しました。また、昨年は、他の都道府県の状況等を勘案し、獣医師に対する初任給調整手当の支給について勧告するなど、随時、職員の適正な勤務条件を確保するための措置を講じています。

国においては、平成20年6月に施行された国家公務員制度改革基本法に基づき、国家公務員の労働基本権の在り方について検討が行われ、一般職公務員への協約締結権の付与や人事院勧告制度の廃止等を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案が現在国会に提出されているところです。

また、人事院は、本年の給与勧告の際に、国家公務員制度改革について報告しているほか、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところですが、これらの事項については、本県職員の人事給与制度に大きく影響するものと考えられることから、国の動向を注視していく必要があります。

本委員会は、これまでも、情勢適応の原則及び均衡の原則に則って、必要な措置を報告・勧告してきたところですが、今後とも、民間給与の実態や社会情勢の動き等を的確に捉え、人事行政の中立・専門機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めていきます。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成23年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況（略：平成23年職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員と民間の給与の比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較給与の月額、民間にあってはきまって支給する給与から時間外勤務手当及び通勤手当を除いたもの）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス比較）を行いました。

本年4月の職員給与は、特例条例により給料月額が減額されていますが、当該減額措置は臨時・特例的に行われたものであることから、公民給与較差の算出における職員給与については、当該減額措置がないものとした場合の職員給与を用いることとし、その職員給与と民間給与を比較した結果、別表第4に示すとおり、職員給与が民間給与を1,073円(0.28%)上回っています。

別表第4 公民給与の較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
379,783 円	380,856 円	△1,073	△0.28

(備考) 特例条例による減額措置後の職員給与は、民間給与を10,685円(2.89%)下回っています。

(注)1 民間、職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

(注)2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種(事務・技術関係職種)の従業員について、主な給与決定要素(役職段階、年齢、学歴)を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第5[略]に示すとおり、所定内給与月額3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数3.95月とおおむね均衡しています。

4 生計費及び物価

総務省統計局の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ102,089円、146,174円、167,504円及び188,831円となっています。

また、総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、熊本市で0.8%減少しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員と職員との給料比較

総務省の平成22年地方公務員給与実態調査(平成22年4月1日現在)によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給と、これに相当する本県の行政職給料表適用職員の給料を比較すると、おおむね均衡しています。

(2) 人事院の報告・勧告等の概要

人事院は、本年9月30日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告・勧告を行いました。

月例給については、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を899円(0.23%)上回っていることから、50歳台に重点を置いた俸給表の引下げ改定を行うこと、特別給(期末手当・勤勉手当)については、東北3県を除いた民間の支給月数が若干上回っているものの、今夏の東北3県のボーナスの状況は厳しいとみられること等から、特別給の引上げを行うべきと判断するに至らず、改定を見送ることとしました。

また、給与構造改革における経過措置額については、平成 24 年度から2段階で廃止することとしました。

さらに、国家公務員制度改革に関して報告しているほか、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っているところです。

6 給与の改定

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を1,073円(0.28%)上回っていること、及び職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることが明らかになりました。

また、人事院は、5(2)で述べたとおり、国家公務員の給与について、月例給を引き下げることなどを内容とする勧告等を国会及び内閣に対して行いました。

職員の給与は、国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等を考慮して定めるとする地方公務員法の均衡の原則を踏まえる必要があります。本委員会は、これらを総合的に勘案して検討した結果、本年は、給料表について引下げ改定を行うことが適当であると判断しました。

(2) 改定すべき事項

ア 行政職給料表について、本年の民間給与との較差の状況等を考慮して、民間の給与水準を上回っている50歳台の職員を中心に、40歳台以上を念頭において、給料月額の下げを行うこととし、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うこととします。また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うこととします。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととし、第2号任期付研究員に適用される給料表についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととします。

なお、給料月額について改定が行われることを踏まえ、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第7項の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、所要の調整措置を講ずることとします。

イ 本年4月からの年間給与で民間との実質的な均衡が図られるよう、本年12月期の期末手当の額において、所要の調整措置を講ずることとします。

7 給与構造改革と今後の取組

(1) 給与構造改革

本県においては、これまで本委員会が勧告した、年功的な給与上昇の抑制や職務と職責に応じた給与構造への転換など給与構造改革に係る施策は、平成18年度から同22年度までの5年間で計画的にすべて実施されています。

人事院においては、来年以降、地域間給与配分の見直しの最終的な検証を行うこととしており、本委員会としては、今後これらの取組の内容についても十分注視していく必要があると考えます。

(2) 給与構造改革における経過措置

給与構造改革において、本県では国に準じて、給料表水準の平均約4.8%の引下げを行うとともに、給料の基本給としての性格を考慮し、個々の職員が受ける新たな給料月額が昇給、昇格及び給料表改定等により平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、経過措置を設けて段階的に実施されてきました。

他方、人事院においては、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、高齢層の職員の給与水準の是正を図るために、平成24年4月から2段階で経過措置額を廃止することを本年勧告したところです。

本委員会としては、国に準じて設けられた本県の経過措置の取扱について、国及び他の地方公共団体の状況を注視しながら、検討していく必要があると考えます。

(3) 今後の取組

人事院は、その他、本年の報告の中で、来年度以降の取組として、給与構造改革における経過措置額を廃止しても、50歳台における官民の給与差がなお相当程度残ることが想定されるため、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しの検討を進めること、及び、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していく観点から職種別民間給与実態調査の対象となる産業の拡大、職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い、来年以降、必要な対応を行うこととしています。

本委員会としては、今後これらの取組の内容についても十分注視していく必要があると考えます。

Ⅲ 職員の人事・給与等に関する今後の課題

1 人事・給与制度

(1) 勤務実績の給与への反映

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める能力と実績に応じた処遇という基本理念に基づきその取組が進められています。

本県においては、各任命権者において新たな人事評価制度が導入されていますが、勤務実績を重視した昇給や勤勉手当の支給等については、各任命権者での取組内容に差異が見られ、まだ勤務実績が給与に十分反映されているとは言い難い状況にあると考えます。今後も公務の特殊性や長期的人事管理も考慮しながら、人事評価制度の適切な運用を行い、勤務実績の給与への反映に向けて、更に取組を進めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保

社会経済情勢が激しく変化する中、複雑・多様化、高度化が進む行政課題に的確に対応していくため、採用試験を所管する本委員会には、各任命権者から、行政サービスの基盤を支える多様で有為な人材の安定的な確保を期待されているものと考えます。

他方、近年の本県における職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少を背景に、募集人員の抑制による受験者心理への影響等もあり、受験者の確保が容易ではない時代を迎えています。また、筆記試験の受験勉強に対する負担感等から、公務員志望者とそうでない者との二極化が進んでおり、より多様な人材を本県受験に導くことも難しい状況にあります。

本委員会においては、このような状況を踏まえ、各任命権者とともに公務員志望者に本県受験の動機付けを行い、また、公務員志望者以外の者も含めて本県受験を促すため、積極的な募集広報活動の実施と併せ、試験制度の改善に取り組んでいます。

平成23年度試験に向けては、10年ぶりに作製した「職員募集パンフレット」等も活用しながら、大学・企業主催の就職説明会等への参加機会を拡充して県の魅力をPRするとともに、受験者の負担を軽減し、より人物面を重視した採用試験とするため、一部試験区分における専門記述式試験の廃止、口述試験の2段階化による第3次試験方式の導入等を行いました。

しかしながら、平成23年度大学卒業程度試験の結果をみると、応募者に対して実際に受験した者の割合が過去最低を記録し、採用予定数に対して受験した者の割合を示す競争倍率も過去2番目の低さとなるなど、課題が解決されたとは言い難い状況にあります。

今後、多様で有為な人材を確保していくため、本委員会と各任命権者は、ともに課題の解決に向けて、引き続き検討していく必要があると考えます。

(3) 女性職員の登用

本県では、“男女がともに自立し、支えあう社会の実現”に向けて「熊本県男女共同参画計画」を策定し、「くまもとの夢4ヵ年戦略」においても男女共同参画の推進を重点施

策の一つとして位置付けており、本県職員の任用においても、女性職員の登用は、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題であると考えます。

各任命権者の取組によって、管理職など役付職員に占める女性職員の割合は年々向上していますが、今後とも、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう引き続き取組を進めていく必要があります。

(4) 段階的な定年の引上げ

人事院は、本年、国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。

意見の中では、段階的な定年の引上げのための具体的措置として、平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ平成37年度に65歳定年とすること、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定すること、また、組織活力の維持のための方策として、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの当分の間における役職定年制の導入などを求めています。

地方公務員の定年は「国家公務員の定年を基準として条例で定めること」となっており（地方公務員法第28条の2第2項）、国家公務員の定年延長に伴い、本県においても国と同様の措置を検討することが必要になることから、人事院の意見申出を受けた今後の国の対応状況について、十分注視していく必要があると考えます。

(5) 労働基本権の問題

公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員制度改革基本法において、政府が、国家公務員の労働基本権の在り方の検討に加え、地方公務員の労働基本権の在り方についても、両者の整合性をもって検討するとされてきましたが、去る6月に一般職の国家公務員への協約締結権の付与や人事院勧告制度の廃止等を内容とする自律的労使関係制度の措置を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案が国会に提出されました。併せて総務省は、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を取りまとめ、国家公務員に措置される自律的労使関係制度と同様の制度を地方公務員に設ける考え方を示し、引き続き検討を行っているところです。

また、人事院は、本年、「国家公務員制度改革に関する報告」を行い、国家公務員制度改革の前提となる基本認識や国家公務員制度改革関連四法案に関する論点等を改めて示した上で、「議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めることが求められる」と指摘しています。

本委員会としても、この問題は職員の勤務条件及びその決定に大きく影響するとともに、人事委員会勧告制度の在り方にもかかわる事項であり、この問題の検討状況については、引き続き十分注視していく必要があると考えます。

2 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のためには、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方ができる環境整備が重要であると考えます。

(1) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務

任命権者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を定め、その周知を図り、定時退庁日の設定や、事前命令の徹底のほか、業務内容や仕事の進め方の見直しによる時間外勤務縮減の具体策を示すなど、これまでも時間外勤務の縮減に取り組まれています。

しかし、これらの取組によっても一部では長時間の時間外勤務が生じているため、その改善に向けて今後も指針に基づく取組を徹底し、必要な見直しを行うこと等により時間外勤務の縮減に一層努める必要があります。

特に管理・監督者においては、過度の長時間勤務が、職員の心身の健康や公務能率の低下、ひいては仕事と生活の調和に及ぼす影響にも十分留意のうえ、職員の勤務時間の

適正な管理に努めるとともに、既存の業務はもとより、新たな事業、業務の実施検討に当たっては、その執行段階における体制等についても十分に検討し判断することが重要であると考えます。

イ 教職員の勤務時間

教職員の勤務時間について、これまでも教育委員会においては、「教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針」に基づく、業務の適切な配分、定時退勤の推進、事務改善、会議の簡素・効率化などの取組とともに、教職員の負担感の軽減を図る観点から、事務事業の見直しなどにも積極的に取り組まれています。引き続き総実勤務時間の縮減に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要であると考えます。

各任命権者においては、職員一人ひとりの意識啓発に努め、管理・監督者は、職員がより一層年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める必要があります。

(2) 職員の健康管理

職員の健康管理対策については、各任命権者において、各種健康診断のほか、メンタルヘルス対策として、指針の策定や各種研修の実施、健康管理推進員の配置、相談体制の整備等が積極的に実施されていますが、心の疾病を理由とする休職者の割合は依然として高い水準にあり、昨年度休職した職員全体の8割近くを占める状況となっています。

各任命権者においては、これらの取組を引き続き推進していくとともに、心の疾病を理由とする休職者が増加している状況を踏まえて、職員自らがストレスに早く気づき、相談体制等を活用して早期に対処すること（セルフケア）や、管理・監督者が日頃から職員のストレスの状況把握に努め、その要因の軽減・除去や勤務環境の向上等の適切な対応をとること（ラインによるケア）に加え、産業医、保健師など健康管理スタッフ等によるケアの充実が重要であると考えます。

また、病気休職者の職場復帰に際しては、職場復帰支援手引等に基づき、管理・監督者が中心となって、業務内容や勤務環境等に配慮するとともに、復職支援休暇の活用等が行われているところですが、引き続き病気休職者が円滑に職場復帰できるよう努める必要があります。

(3) 両立支援その他勤務環境の整備

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力等が得られる職場づくりなど、職場の環境整備を含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠であると考えます。

特に育児や介護を行う必要のある職員に対しては、両立支援の取組を推進していくことが重要であり、本県においては、育児休業をすることができる職員の範囲を拡大するなど、両立支援の制度は年々整ってきています。しかし、男性職員の育児休業の取得が少ないなど、制度の利用が十分ではない状況があり、各任命権者においては、今後も各種制度の周知の徹底を図り、育児休業を取得しやすい職場の環境整備に向けて、管理・監督者の意識改革にも取り組む必要があります。

なお、国においては、男性職員の育児休業取得促進のために短期取得者に係る期末手当の支給割合の引下げを見直すこととされており、本県でも同様の見直しの検討が必要であるほか、男性の育児休業や出産補助休暇の取得割合など「熊本県特定事業主行動計画（後期計画）」に掲げる目標の実現に向けて、男性職員が育児参加しやすい職場の環境整備を進めることが重要であると考えます。

またセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラス、メントは、職員の心身に支障を及ぼし職場の環境を悪化させるだけでなく、職務能率、職場秩序の保持の点からも問題があります。各任命権者においては、今後も各種職員研修の実施等により、更に良好な勤務環境の整備に努める必要があります。

3 危機発生時の対応

平成 21 年の新型インフルエンザ流行、平成 22 年の口蹄疫発生、平成 23 年の東日本大震災など、近年不測の事態が発生していますが、このような不測の事態に対し、危機管理の観点からも、県として迅速かつ的確に対応することが求められています。

各任命権者において、新型インフルエンザ発生時には、県民相談窓口の設置や業務継続計画の策定等、口蹄疫発生時には、幹線道路での 24 時間消毒ポイントの設置や畜産農家への指導等が行われ、また、本年の東日本大震災に際しては、被災者の捜索や被災地の警備等に従事する警察職員の派遣、被災者の救助・搬送にあたる防災消防ヘリの派遣、保健医療チームや行政支援チームの派遣、土木技術職員や教員の長期派遣等が行われています。

このように、様々な危機発生に際して各任命権者においては、可能な限りの対応に取り組まれてきたところですが、他方、勤務条件の面から、危機発生に対応する業務に従事する職員やこれらの職員が所属する職場へ適切に配慮する必要があります。

これまでも、各任命権者において、特例勤務の活用や代替職員の確保、民間への業務委託、職員配置の調整等を行うことにより、職員や職場の負担が軽減されるような措置が講じられてきたほか、産業医の面談等による派遣職員の健康管理、従事する業務の実態を踏まえた給与関係規程の運用や整備を行うなど、給与や勤務時間等の面からも配慮されてきたところです。

今後も危機発生に際し、各任命権者においては、的確に対処できる体制の整備はもとより、職員の勤務条件の悪化を招かない取組や業務内容を踏まえた給与処遇を行っていくことも重要であると考えます。

4 臨時職員の勤務条件

臨時職員の勤務条件については、基本的には各任命権者で措置されていますが、職員との均衡面から、各任命権者において検討する必要があると考えます。

5 信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、職員には、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。本委員会は、これまでも、倫理意識の高揚の必要性に言及し、各任命権者においても、様々な取組が行われていますが、県民の信頼を著しく損なう不祥事の発生が毎年続いています。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、県民の負託にこたえ、適正に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に更に努める必要があります。

各任命権者においては、平素からの指導を更に徹底し、不祥事を未然に防ぐため、管理・監督者に対する研修の実施など、引き続き職員研修の改善や強化を図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民の信頼確保に努めていくことが重要であると考えます。

IV 給与に関する勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するものです。

これらの原則が正しく適用されることが、職員の努力や実績に的確に報いることになるとともに、有為な人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものであると考えます。

本年の勧告においては、民間の給与の状況、人事院の報告・勧告等を総合的に勘案した結果、月例給について水準を引き下げることとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深く御理解をいただき、別紙第 2 の勧告[後掲]どおり速やかに実施されるよう要請いたします。なお、本県においては、県の財政状況など諸般の事情を勘案し、平成 21 年 4 月から同 24 年 3 月

での期間を限った措置として、特例条例による給与の減額措置が行われていますが、職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものであり、本委員会としては、諸事情が整い次第、本委員会の給与勧告に沿った給与水準が確保されるべきものと考えます。

■ 平成23年 職員の給与に関する勧告 ■

本委員会は、別紙1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給料表等について

現行の給料表（医療職給料表（1）及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除く。）を別記[略]のとおり改定すること。

また、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）附則第6項の規定による給料（経過措置額）の算定基礎となる額について、所要の調整措置を講ずること。

2 改定の実施時期等について

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成23年4月からの年間給与で民間との実質的な均衡が図られるよう、平成23年12月に支給する期末手当の額において、所要の調整措置を講ずること。

(4) 平成23年給与の改定（参考）

人事委員会勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

《給料表の改定》 平成23年人事委員会勧告どおり給料表を改定

- ・ 人事院勧告に準じ、医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除き、50歳台の職員を中心に、40歳台以上を念頭においた給料月額引き下げ改定
- ・ 改定の実施時期は、平成23年12月1日

※ ただし、特例条例による給料カットを実施していることを踏まえ、「平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置」は、未実施

3 条例・規則等

3 条例・規則等

- (1) 条例案に対する人事委員会の意見
 県議会から求められた条例案についての意見

意見表明年月日	議案番号	条例案名	内 容
23. 6. 14	第 7 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第 7 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 7 号の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した際に警察の職員が従事する作業の特殊性を考慮し、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p>
23. 11. 29	第 1 1 号 第 1 9 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例	<p>本議会に提案されました議案第 1 1 号及び第 1 9 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 1 1 号の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、本委員会が本年 10 月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告に概ね沿って改定するものであり、適当であると考えます。</p> <p>議案第 1 9 号の東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定については、東日本大震災に対処するための作業の著しい特殊性や従事する警察職員の厳しい勤務環境等に鑑み、国家公務員に準じて特殊勤務手当の特例を設けるものであり、適当であると考えます。</p>
24. 2. 14	第 6 9 号 第 7 0 号	副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第 6 9 号及び第 7 0 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 6 9 号の「副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定については、「学校教育法」に定める副校長の設置に伴い、「熊本県立学校職員の給与に関する条例」他 2 条例における関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p> <p>議案第 7 0 号の「熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例」については、「へき地教育振興法」が改正され、へき地学校の指定基準の義務付けが見直されたことに伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p>

(2) 規則等の制定・改廃
ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第17号	23.4.1	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	地震等の災害に被災した際の特別休暇について、取得要件の追加を行なった。 (23.4.1 施行)
第18号	23.4.26	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成23年4月の県の組織・機構改革に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正を行なった。 (23.4.26 施行)
第19号	23.5.6	東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則	東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、ボランティア休暇の対象地域や休暇の上限日数の特例を定める規則を制定した。 (23.5.6 施行)
第20号	23.5.6	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している天草市ほか4町村の組織改正、職の新設等に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正を行なった。 (23.5.6 施行)
第21号	23.11.18	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している和水町及び小国町の組織・機構改革による職の新設改廃に伴い、管理職員等の範囲の一部改正を行なった。 (23.11.18 施行)
第22号	23.11.30	熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、給料月額の調整額に係る調整基本額を改定するために、所要の改正を行なった。 (23.12.1 施行)
第23号	23.11.30	給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、給与構造改革における経過措置額の算定基礎となる額を引き下げるために、所要の改正を行なった。 (23.12.1 施行)
第24号	23.11.30	熊本県職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、特勤手当等の算定基礎に係る「異動の日に受けていた給料及び扶養手当」の取扱を改めるために所要の改正を行なった。 (23.12.1 施行)
第25号	23.11.30	熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	1箇月以内の育児休業を取得した場合について、期末手当の在職期間の除算対象としないよう取扱を改めるために所要の改正を行なった。 (23.12.1 施行)
第26号	23.12.22	東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則	東日本大震災に対処するための警察職員の特殊勤務手当の特例を定める条例の制定に伴い、当該条例で規定する手当の支給に関して必要な事項を定めた。 (23.12.22 施行、23.4.22 適用)
第27号	23.12.28	東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則について、平成24年1月1日以降も引き続きボランティア活動が必要となることから、特例規則の失効日を1年間延長する改正を行なった。 (23.12.28 施行)

第1号	24.3.9	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、「昇格時号給対応表」の整備を行った。 (24.3.9 施行)
第2号	24.3.9	副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則	副校長の設置に伴い、以下の規則の一部改正を行った。 ①熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ②給料表の適用範囲に関する規則 ③熊本県職員の管理職手当に関する規則 ④熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 ⑤管理職員等の範囲を定める規則 ⑥熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則 (24.4.1 施行)
第3号	24.3.27	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	義肢装具士の適用給料表を変更するための規定の整備を行った。 (24.4.1 施行)
第4号	24.3.27	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	6年制課程を卒業した薬剤師の初任給基準、司法試験予備試験合格者の学歴免許の取扱を定める等の改正を行った。 (24.4.1 施行)
第5号	24.3.27	公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣できる団体を定めた公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則別表第1に新たに2団体を追加するための一部改正を行った。 (24.3.27 施行)
第6号	24.3.27	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、規定の整備を行った。 (24.4.1 施行)
第7号	24.3.30	熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	熊本市の政令市移行により熊本市立小中学校県費負担教職員に係る手当の一時差止処分を熊本市教育委員会が行なうことに伴い、規定の整理を行った。 (24.4.1 施行)
第8号	24.3.30	熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地教育振興法の改正に伴い、へき地学校等の指定基準に係る規定の整備等を行った。 (24.4.1 施行)
第9号	24.3.30	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	試験制度改正に関する委員会での協議結果に基づき、熊本県職員の任用に関する規則別表第1に規定する「学校事務」の職種名称を改めるほか、規定の整備等を行った。 (24.4.1 施行)
第10号	24.3.30	公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	第19回人事委員会で議決した一部改正規則について、別表第1に掲げる派遣先団体の名称変更を行った。 (24.4.1 施行)
第11号	24.3.31	熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則	「熊本県行政文書等の管理に関する条例」に基づき、熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を制定した。 (24.4.1 施行)

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
第1号	23.8.25	熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程	熊本県職員の任用に関する規則の施行規程第9条第2項第1号に規定する採用選考要請書に添付すべき書類について、一部見直しを行うことに伴い、規定を整備した。 (24.4.1 施行)

- 4 公平審査
- 5 職員団体
- 6 公平委員会の事務の受託
- 7 労働基準監督機関の職権行使

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

区 分		平成 22 年度末の 係 属 件 数	平成 23 年度中の 要 求 件 数	平成 23 年度中の 終 結 件 数	平成 24 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	給 与	1(1)	1(1)	2(2)	0(0)
	休 暇	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	1(1)	1(1)	2(2)	0(0)
受託市町村等 職 員		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		1(1)	1(1)	2(2)	0(0)

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況

区 分		平成 22 年度末の 係 属 件 数	平成 23 年度中の 申 立 件 数	平成 23 年度中の 終 結 件 数	平成 24 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	懲戒処分	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
	分限処分	2(2)	0(0)	0(0)	2(2)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	3(3)	0(0)	0(0)	3(3)
受託 市 町 村 等 職	懲戒処分	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
合 計		3(3)	1(1)	1(1)	3(3)

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況（平成 23 年度）

事 案 名	審 査 の 状 況
平成 22 年(人不) 第 1 号事案（平成 22. 8. 8 申立て）	争点整理に関する協議【処分庁側】 （平成 23. 4. 26）
平成 23 年(人不) 第 3 号事案（平成 23. 3. 31 申立て）	事案審査の併合（平成 23. 8. 11）
平成 23 年(人不) 第 2 号事案（平成 23. 2. 21 申立て）	準備手続（平成 23. 8. 10） 第 1 回口頭審理（平成 23. 12. 19） 第 2 回口頭審理（平成 24. 2. 6）
平成 23 年(人不) 第 4 号事案（平成 23. 4. 15 申立て）	裁 決（平成 24. 3. 16）

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

	県関係分	受託市町村等分	計
平成22年度末登録団体数	13	25	38
平成23年度解散届受理団体数	1	0	1
平成23年度新規登録団体数	0	0	0
平成23年度末登録団体数	12	25	37
記載事項(役員)変更届出書受理団体数	10	23	33
規約変更届出書受理団体数	0	4	4

(2) 登録職員団体一覧表(県関係分)

(平成24年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
自治労熊本県職員労働組合	昭和41.10.11	無
熊本県教職員組合	41.10.11	有
熊本県高等学校教職員組合	41.10.11	有
熊本県教育庁職員組合	41.10.11	無
熊本県菊池教職員組合	41.10.11	有
熊本県阿蘇教職員組合	41.12.24	有
熊本県宇城教職員組合	52.7.28	有
熊本県八代教職員組合	53.3.2	有
熊本県学校事務労働組合	56.10.29	無
熊本県人吉球磨教職員組合	59.5.31	有
熊本県水俣芦北教職員組合	平成5.9.27	有
熊本県教職員組合上益城支部	5.11.18	有

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
錦町職員組合	昭和 41. 10. 11	無
和水町職員組合	41. 10. 11	無
御船町役場職員組合	41. 10. 11	無
南関町職員組合	41. 10. 11	無
水上村役場職員組合	41. 10. 11	無
多良木町役場職員組合	41. 10. 11	無
津奈木町職員組合	41. 10. 11	無
阿蘇市職員労働組合	41. 10. 11	無
大津町役場職員組合	41. 10. 11	無
苓北町職員組合	41. 10. 11	無
天草市職員労働組合	41. 10. 11	有
自治労山都町職員組合	41. 10. 11	有
宇城市職員労働組合	41. 10. 11	無
美里町職員組合	41. 10. 11	無
山江村職員組合	41. 10. 11	無
南阿蘇村職員組合	42. 8. 3	無
相良村職員組合	42. 8. 3	無
南小国町職員組合	42. 8. 3	無
益城町職員組合	42. 8. 30	無
五木村職員組合	48. 5. 1	無
合志市職員組合	57. 8. 5	無
西原村役場職員組合	平成 3. 12. 11	無

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
上天草市職員組合	平成 16. 12. 27	無
芦北町自治職員労働組合	17. 5. 13	無
小国町職員組合	19. 12. 25	無

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

団体名	認証年月日
全日本自治団体労働組合熊本県本部	平成 7. 12. 18

6 公平委員会の事務の受託

区 分	市町村等の別	受 託 団 体 数	職員団体登録数	管理職員等の範囲を定めている 団 体 数
平成22年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	20	31
	一部事務組合	23		18
	広 域 連 合	5		4
	計	65	25	59
平成23年度中の 新規受託団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成23年度中の 受託廃止団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成23年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	20	31
	一部事務組合	23		18
	広 域 連 合	5		4
	計	65	25	59
(参考) 平成 23 年度末の団体数 14 市 31 町村 29 一部事務組合 5 広域連合				

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

法別表第一の号別	業 種	事 業 所 名	労働基準監督機関	
第 3 号	土木・建設業	天草地域ダム建設事務所	労働局・労働基準監督署	
第 12 号	教育・研究業	消防学校 産業技術センター 技術短期大学校 農業研究センター（矢部試験地を含む。） 農業研究センター各研究所 林業研究指導所 県立図書館 生涯学習推進センター 各少年自然の家 県立美術館 装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） 各県立学校（分校を含む。）	保健環境科学研究所 熊本高等技術訓練校 農業大学校（阿蘇校舎を含む。） 水産研究センター 教育センター 天草青年の家 あしきた青少年の家 警察学校	人事委員会
第 13 号	保健衛生業	各地域振興局保健福祉環境部 こども総合療育センター	清水が丘学園 精神保健福祉センター	労働局・労働基準監督署
法別表第一に掲げる事業以外の官公署		本庁知事部局 各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。） 上益城地域振興局土木部 熊本県税事務所 防災消防航空センター 福祉総合相談所 食肉衛生検査所 大阪事務所 熊本農政事務所 漁業取締事務所 市房ダム管理所 各港管理事務所 熊本駅周辺整備事務所 各行政委員会事務局 警察本部 各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。）	東京事務所 自動車税事務所 くまもと県民交流館 八代児童相談所 環境センター 福岡事務所 各家畜保健衛生所 熊本土木事務所 氷川ダム管理所 天草空港管理事務所 議会事務局 各教育事務所	人事委員会

(2) 平成23年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者選任報告	1			1
衛生管理者・産業医選任報告	18	77	25	120

(3) 平成23年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

種 類	検査区分	対象基数	検査基数	検査結果			未検査 基 数	廃止基数
				合 格	条件付	不合格		
ボイラー	性能検査	11	7	7	—	—	(注1) 4	1
	落成検査	1	1	1	—	—	—	—
第 一 種 圧力容器	性能検査	13	11	11	—	—	(注2) 2	1
	落成検査	3	3	3	—	—	—	—
クレーン	性能検査	8	(注3) 7	7	—	—	—	—
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 休止中：農業大学校阿蘇校舎（県56号）、阿蘇清峰高等学校（教20号）、小川工業高等学校（教55号）、玉名工業高等学校（教72号）

(注2) 休止中：果樹研究所（県31号）、南稜高等学校（教65号）

(注3) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(3) 平成23年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外の認定	2		1	3
宿日直勤務の許可		2		2
時間外休日労働協定届の受理	16	86	1	103